郷内小学校のコンプライアンス

R5.12.20改訂

改訂

～校内で共通理解・共通実践したい“これだけは”ルール～

　○全教職員が、次のルールについて、共通理解のもときっちり守っていくこと。

　○ルールの適応から外れる場合があったとしても、個人的な判断に寄らず、必ず管理職等との協議によること。

Ⅰ　服務に関すること

１　出勤簿や出張命令簿等への入力及び押印、諸表簿への記入・整理は、迅速かつ丁寧に行う。服装・言葉

遣い等は、教育公務員としてふさわしくするとともに、周りから見られているという意識を常にもつよう心掛けること。

２　成績などの個人情報は、校外に持ち出さないようにすること。やむを得ず持ち出す場合は、必ず管理職に報告すること。その際、市教委から配付されているセキュリティ付ＵＳＢを使用するが、必ず管理職に届け出ること。

３　飲酒を伴う会に出席する場合は、酒席での言動に特に注意すること。また、“飲んだら乗るな、飲むな

ら乗るな”を徹底すること。複数で参加する場合は、交通手段について互いに声を掛け合うこと。特に、

翌日に勤務がある場合は、酒気が残らないよう注意すること。（アルコールの1単位を確認）

４　学年費やバス代等の公金は、校外に持ち出さず、所定の場所に必ず保管する。集金期間を短くし、通帳に入金するとともに、できるだけ速やかに支払いを済ませるようにすること。

５　コンプライアンスや不祥事の研修には真剣に参加し、自分のこととして本気で考えること。自分の後ろには、児童・保護者がいて、自分の家族がいることを忘れないようにすること。気掛かりなことがあれば、管理職や同僚に相談すること。

Ⅱ　指導に関すること

６　自分の車に児童を乗せないこと。緊急ややむを得ない場合は、管理職に報告してからにすること。

７　生徒指導等で児童と個別に相談する場合は、複数で行うこと。また、校外ではなく、校内で行うこと。いかなる場面でも不必要な身体接触をしないこと。

８　児童に関して問題が生じ保護者と連絡を取り合う場合は、学年主任や管理職に「報告・連絡・相談」すること。また、電話対応時、周囲の声や話の内容に気を付けること。

９　体罰や行き過ぎた指導を行ったかもしれないと思った時は、直ちに管理職に報告すること。また、同僚の指導が行き過ぎていると感じた場合も、直ちに管理職に報告すること。

10　携帯・スマホは、教室に持ち込まないこと。また、児童（卒業生も含む）との携帯・スマホのやりとりは、禁止とする。番号やアドレス等の交換も禁止とする。